

事務所通信 かわらばん ぬのかわ

第87号
2011年9月15日

<http://www.nunokawa.co.jp/>

発行人 布川 務
編集責任者 高橋 毅志

消費税の一部改正と通勤手当の非課税限度額の改正について

第1課 小野瀬 一敏

1. 事業者免税点制度における免税事業者の要件が変わりました。

基準期間(個人事業者の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度)の課税売上高が1,000万円以下であっても、以下の条件のいずれも満たす場合、事業者免税点制度は適用されず納税義務が発生します。

- ①特定期間の課税売上高が1,000万円を超える。
- ②特定期間中に支払った給与等の金額の合計額が1,000万円を超える。

特定期間とは以下の期間をいいます。

- ・個人事業者の前年1月1日から6月30日までの期間
- ・前事業年度がある法人の前事業年度開始の日以後6月の期間
- ・前事業年度が7月以下である場合、前々事業年度開始の日以後6月の期間

この改正は平成25年1月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

2. 課税売上割合が、95%以上の場合に課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除する制度については、その課税期間の課税売上高が5億円(その課税期間が1年に満たない場合には年換算)を超える事業者には適用しないこととなりました。

この改正は、平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

3. 通勤手当の非課税限度額が改正されました。

自動車などの交通用具を使用して通勤する人が受ける通勤手当は、その距離に応じた1ヶ月当たり一定の金額である距離比例額までが非課税とされています。
また、その距離が片道15km以上である場合、最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法における運賃または料金である運賃相当額までが非課税とされています。

今回の改正により、運賃相当額が距離比例額を超える場合、運賃相当額までが非課税とされる措置が廃止され、距離比例額を超える金額については課税の対象となります。

この改正は平成24年1月1日以後に受ける通勤手当から適用されます。

次期経営計画の策定を実施しました

第4課 石川 吉夫



(写真右から:井上社長、奥様 石川、)

今回ご参加頂きましたのは、つくば市大角豆で28年以上左官工業を営まれておられます株式会社 井上工業の井上社長と奥様です。今回が初めての次期経営計画の策定となりました。内容は、昨年の決算の数字の説明をしてから当期の課題の検討や目標値の設定など目標達成のための計画について話し合いをしました。

【社長さんからのコメント】今まで布川会計様に20年以上お世話になり、初めて経営相談に参加しました。担当の方が詳しく説明して下さい、経営内容に納得でした。

売上が目標額を超えるよう努力し、今以上に自信を持った仕事をしていきたいと決意を新たにしました。

【担当者コメント】建設業(左官業)なので次期予測が難しいと思いましたが、井上社長がはっきりとした目標を計画されていたので当期は良い決算になると思います。これからも毎月の巡回監査を通して、少しでも経営のお役にできればと思います。

次期経営計画の策定にご参加下さい

第3課 高橋 毅志

経済環境が厳しい時期こそ、しっかりとした利益計画が必要です。

当事務所では、決算終了後にTKC 継続MASシステムを利用した次期経営計画の策定を積極的に推進しています。これは前期実績を基に、下記のような簡単な質問に答えて頂くことで、次期経営計画が策定できるシステムで、次期の損益計算書と資金繰り計画を立案し、経営計画書を作成致します。

- Q1、次期の目標経常利益はいくらとしますか？
- Q2、次期の売上高の伸びは前年比でどうみられていますか？
- Q3、次期の粗利益率をどれだけ確保できますか？
- Q4、次期の人件費を前年比でどうみられていますか？
- Q5、次期の期末の人数は何人ですか？

当事務所会議室で行っていますので、監査担当者にお尋ね下さい。

皆様のご参加をお待ちしております。

職員紹介 27

氏名:金子 賢一 入所年月日:昭和53年4月 所属課:第4課



昭和53年4月に入所して以来、今年で33年の月日が経ちます。現在、監査4課を担当し、通常業務の他に、融資相談、企業防衛制度(生保)、リスクマネジメント(損保)、倒産防止共済、小規模企業共済、中小企業退職金共済、なども担当させて頂いております。

特に、無料融資相談と弁護士による無料法律相談は、多くの関与先から相談を受けご利用いただいています。どうぞお気軽にご相談ください。
こちらからも宜しくお願いいたします。

〔上司の一言〕

監査4課の課長です。事務所の職員の中でも特に温厚な人柄で、何事にも真剣に取り組んでいます。特に関与先の皆様からの相談(税務以外の相談も多いようです)にはいつも悩んでいるためか頭髪が白くなりました。また最近おなかが出てきたので、体調管理に気を付けてもらいたいと思っています。

所長代理 殿岡 勝夫

編集後記

今回は、消費税の一部改正と源泉所得税の通勤手当の非課税限度額の改正を掲載しました。わかりやすい文章を心がけておりますが、ご不明な点等がございましたらお気軽にお問い合わせください。

(高橋 毅志)